

第28回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年10月27日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 日程第 7 議案第 1 号 土地の現況証明願いについて
- 日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 11 議案第 5 号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 12 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第28回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議 長

皆様おはようございます。朝夕の冷え込みが一段と厳しくなる季節を迎え、収穫作業も終わり、肥培管理も終盤を迎えていることと思います。何かと多用の中、本総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今月は農地パトロールに参加くださりまして、ご苦勞様でした。先日20日に町長、副町長に対して、年金協議会の役員で町助成金増額をお願いをして参りました。前向きに検討するという事を回答いただいております。また、同日農協にもお願いに上がりました。農協も町と足並みをそろえると答えをいただいております。後は事務局サイドと町、農協と協議して進めることになりました。

来月以降は、年金加入のため地区内を回ることも多くなると思います。農業委員としての活動が増えることと思われまますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、報告が1件、議案を5件提案しておりますので、慎重審議のお願いをして開会のあいさつとさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番谷口委員、10番宮崎委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

9月30日、「令和7年度獣魂祭」が茶内市街で開催され、白川会長が出席しております。

9月30日～10月2日、「農業委員会サポートシステム・ワンデスクシステム等

操作研修会」が札幌市で開催され、埴見係長が出席しております。

10月1日、「農地評価に係る現地調査」を〇〇〇〇地区で実施し、百々委員、妹尾委員、白川会長、事務局1名で調査を行っております。

対象地は〇〇〇〇氏所有地でございますが、今年度の賃貸借終了を機に農地中間管理機構へ売買するという事で現在準備を進めております。

10月6日、「令和7年度農地パトロール」を委員12名、事務局3名、農林課職員2名により実施いたしました。

過去一年間で農地法、基盤強化法により権利設定があった農地や農地転用、現況証明箇所を進捗状況などを重点的に町内の農地の利用状況の確認を行っております。

また、前年に引続き指摘のあった牧草収穫が遅れている土地所有者に対しては、今後は正指導を行い、引続き発生防止に努めていくことを確認しております。

10月16日、「令和7年度交換分合事業基礎研修会」が帯広市で開催され、埴見係長が出席しております。

10月17日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇地区で実施し、嵯峨委員、新井委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は〇〇〇〇氏所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

10月20日～22日、「令和7年度のうねんセミナー」が札幌市で開催され、埴見係長が出席しております。

10月24日、「第3回農政部会」を開催し、農政部会委員5名、白川会長、事務局3名が出席しております。

広報はまなか12月号への農業委員会情報掲載内容と、11月より実施する農業者年金推進活動について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、羨古丹〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡でございます。詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

整理番号2の届出人は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、厚陽〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡でございます。詳細につきましては、議案書4ページから5ページ及び議案関係資料2ページから3ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから報告第1号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2について質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委7-10号の願い出人は、榊町〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は榊町〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇.00㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、新井委員、百々委員、事務局2名により10月17日に実施し確認をしております。

本案すべての願い出地について、調査の結果、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。
浜農委7-10について質疑ありませんか。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 これ贈与ですけど、受ける人と出す人が親子で別々なんですけど、これかなり税金かかると思うんですけどその辺は承知してのことなんですか。

事務局 税金面についてまでは事務局は確認しておりません。

議長 これは司法書士案件で、おそらく〇〇の司法書士がそれを把握して設定してきていると思うので、贈与税の扱いをどうするのかについては、農業委員会は関知する立場にはありません。

妹尾委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号8の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号9の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号10の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号9を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号10を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号10は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその

内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は2件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇）の増築、〇〇〇〇〇建設のための用地とするため、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡のうち、〇、〇〇〇.〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局1名により、9月18日に実施しております。

整理番号2の申請者は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇）建設のための用地とするため、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡のうち、〇、〇〇〇.〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、押切委員、篠原委員、百々委員、事務局1名により、9月18日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

議案第4号についての詳細説明をさせていただきます。

議案27ページ、関係資料27ページをお開き下さい。申請者は〇〇〇〇さんとなっております。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況について、土地の所在地は27ページに記載のとおり。所在地の場所は関係資料27ページをご確認ください。

2 転用計画について、転用計画としては〇〇〇〇〇（※〇〇〇〇〇〇〇〇）の増築、※〇〇〇〇〇の建設として永久転用となっております。※については28ページ下段に備考として記載しています。「※〇〇〇〇〇〇〇〇増築、〇〇〇〇〇〇〇について、転用範囲外に建設、範囲外の建設場所はすでに農地以外となっており、農地部分と非農地部分にまたがったの建設となるため記載」となっております。

(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要について、工事期間は許可日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、〇〇〇〇〇〇〇〇増築〇棟、〇〇〇〇〇〇〇棟の計〇棟を建設予定です。

以上で議案第3号の詳細説明を終了いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから議案第3号の質疑を行います。本案については、
整理番号1で、私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与
の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1の審議、採決を行い、続いて整理番
号2の審議に入りたいと思います。

私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、嵯峨職務代理
が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長退席)

(議長交代)

それでは、引き続き会議を行います。
これから整理番号1の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
ここで議長を交代いたします。

(会長入室)

(議長交代)

それでは、引き続き会議を行います。
これから整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の報告でございますが、整理番号1は、茨城県常陸大宮市小祝〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているも

のと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
本案について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。
ここで、追加議案の提出がございますので、ただいま議案を配布いたします。

(追加議案を配布)

ただいま、お手元に配布のとおり、これを日程に追加し、日程第11以降として議題にすることといたします。

日程第11 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和〇年〇〇月〇〇日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものと

する。」とされております。

今回の変更は、〇〇〇〇〇〇建設に伴う農用区域からの除外を行おうとするものでございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本議案が追加となった経緯ですが、先週の金曜日24日の午後より皆様に議案の配布を行ったところでございます。その後に農林課より文書の通知があったものです。案件内容が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の転用に関係があるものでございますので、農業振興地域整備計画書の変更についての本案件は、次回総会まで提案を延ばすことができないため追加議案としております。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号1で私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、嵯峨職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長退席)

(議長交代)

それでは、引き続き会議を行います。

これから議案第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 農業振興地域から外すタイミングはこのタイミングが適切なのですか。〇〇は〇〇〇〇〇〇の建設をやめるということは無いと思うのですが、以前に〇〇さんが〇〇建設をやめたように、作る前に外してしまうともし建設を取りやめたときに、また手間の掛かる手続をしなければならないと思うので、建設してから外すというのはどうなのでしょう。

事務局 今の手順としましては、農地転用の準備と並行して、農業振興地域整備計画の除

外の手続も一緒に進めています。そして農業委員会の総会で審議して意見を農林課の方に報告するのですが、その後農林課の方で除外の手続に入り、決められた公告期間が終了して初めて除外が完了するような運びになると思います。転用の方もほとんど同じ期間を要して許可が出ると思われますので、先に外すというわけではなく、外すための準備としてこれが適正かどうか、農業委員会の方で協議してくださいと依頼があって審議しているものですので、まだ完全に外すということにはなっておりません。〇〇建設を取りやめる取りやめないというのは、今想定してもどうにもならないことだと思うので、ほとんど同時進行で進めるという形で進めたいと思います。

妹尾委員

分かりました。

議長

ほかにありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで議長を交代いたします。

(会長入室)

(議長交代)

それでは、引き続き会議を行います。

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会について、11月21日、金曜日、午前10時00分からを提案します。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、11月21日、金曜日、午前10時00分からということによろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、11月21日、金曜日、午前10時00分から決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第28回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時25分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 9番 谷口正明

浜中町農業委員会 10番 宮崎義幸